

医療提供体制施設整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保並びに医療施設における医療従事者及び患者の環境改善を図るため、医療提供体制施設整備事業を行う地方公共団体等、公的団体及び民間事業者並びに当該事業を実施する公的団体及び民間事業者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「医療提供体制施設整備事業」とは、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日付け厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知）に定める医療施設の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。
- ア 病院群輪番制病院施設整備事業 救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知。以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、病院群輪番制病院の開設者（地方公共団体等を除く。）が病院群輪番制病院の施設整備を行う事業をいう。
- イ 救命救急センター施設整備事業 救急医療対策事業実施要綱に基づき、救命救急センターを運営する病院の開設者（地方公共団体等を除く。）が救命救急センターとして必要な施設整備を行う事業をいう。
- ウ 小児医療施設施設整備事業 周産期医療対策事業等の実施について（平成21年3月30日付け医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知。以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者（地方公共団体等を除く。以下同じ。）が小児医療施設の施設整備を行う事業をいう。
- エ 周産期医療施設施設整備事業 周産期医療対策事業等実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が周産期医療施設の施設整備を行う事業をいう。
- オ 医療施設近代化施設整備事業 医療施設近代化施設整備事業の実施について（平成5年12月15日付け健政発第786号厚生省健康政策局長通知。以下「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」という。）に基づき、公的団体及び民間事業者が医療施設の近代化のために必要な施設整備を行う事業をいう。
- カ 地域災害拠点病院施設整備事業 災害医療対策事業等の実施について（平成21年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知。以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、地域災害拠点病院の開設者（地方公共団体等を除く。）が地域災害拠点病院として必要な施設整備を行う事業をいう。
- キ 医療施設土砂災害防止施設整備事業 灾害医療対策事業等実施要綱に基づき、土砂災害の影響が及ぶ可能性があると認められる地域に所在する医療施設の開設者（地方公共団体等を除く。）が、土砂災害の防止のために必要な施設整備を行う事業をいう。
- ク 医療施設等耐震整備事業 灾害医療対策事業等実施要綱に基づき、Is値（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の二のイに規定する構造耐震指標をいう。）が0.4未満の建物を有する第二次救急医療機関の開設者（地方公共団体等及び公的団体を除く。）又は0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療機関を除く。）の開設者

(地方公共団体等を除く。)が、地震防災のために緊急に整備すべき耐震化整備を行う事業をいう。

- ケ 医療機器管理室施設整備事業 医療機器管理室施設整備事業の実施について（平成16年4月1日付け医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知）に基づいて行われる医療機器管理室に関する必要な施設整備事業であって、民間事業者のうち、地域医療支援病院、地域がん診療拠点病院等の地域の中核的な病院の開設者が行うものをいう。
- コ 地球温暖化対策施設整備事業 地球温暖化対策施設整備事業の実施について（平成21年3月30日付け医政発第0330008号厚生労働省医政局長通知）に基づき、病院又は診療所の開設者（地方公共団体等を除く。）が、地球温暖化対策に資する施設整備を行う事業をいう。
- サ 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 災害医療対策事業等実施要綱に基づき、医療施設の開設者（地方公共団体等を除く。）が、非常用自家発電設備及び給水設備の整備を行う事業をいう。
- シ 医療施設浸水対策事業 災害医療対策事業等実施要綱に基づき、医療施設の開設者が、洪水等の発生時における浸水対策のために必要な施設整備を行う事業をいう。
- (2) この要綱において「病院群輪番制病院」とは、救急医療対策事業実施要綱に基づき、休日又は夜間ににおいて入院治療を必要とする重症救急患者の医療を地域において輪番方式により行う病院をいう。
- (3) この要綱において「救命救急センター」とは、救急医療対策事業実施要綱に定める救命救急センターをいう。
- (4) この要綱において「小児医療施設」とは、周産期医療対策事業等実施要綱に定める小児医療施設をいう。
- (5) この要綱において「周産期医療施設」とは、周産期医療対策事業等実施要綱に定める周産期医療施設をいう。
- (6) この要綱において「地域災害拠点病院」とは、災害医療対策事業等実施要綱に定める地域災害拠点病院をいう。
- (7) この要綱において「地方公共団体等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- (8) この要綱において「公的団体」とは、日本赤十字社静岡県支部、社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会及び静岡県厚生農業協同組合連合会をいう。
- (9) この要綱において「民間事業者」とは、病院及び診療所の開設者のうち、地方公共団体等及び公的団体を除いたものをいう。
- (10) この要綱において「第二次救急医療機関」とは、救急医療対策事業実施要綱に定める病院群輪番制病院及び共同利用型病院をいう。

第3 補助の対象及び補助額

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 経費所要額調べ（様式第3号）

エ 収支予算書（様式第4号）

オ 工事設計書及び工事仕訳書

カ その他参考となる資料

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で次のいずれかに該当するとき

(イ) 建物の設置場所の変更

(ロ) 建物の規模、構造又は用途の変更

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間が経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付されることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助対象者が市町の場合においては、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第5号による補助金調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、本文に規定する期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬこと。

(7) 補助対象者が市町以外の場合においては、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬこと。た

だし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、本文に規定する期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬこと。

- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (10) 市町長が補助金の交付の決定をする場合においては、(1)から(5)まで及び(7)から(9)に掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)から(4)までの事項中「知事」とあるのは「市町長」と、(4)及び(8)の事項中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。
- (11) 市町長が補助金の交付の決定をする際の条件として付した(1)若しくは(3)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (12) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(4)により市町に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第6号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更経費所要額調べ（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第4号）
- オ 工事設計図及び工事仕訳書
- カ その他参考となる資料

第7 遂行状況の報告

- (1) 提出書類 1部
事業遂行状況報告書（様式第7号）
- (2) 提出期限
当該年度の12月31日現在における遂行状況を1月14日まで

第8 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第8号）
 - イ 事業実績書（様式第2号）
 - ウ 経費所要額精算書（様式第3号）
 - エ 収支決算書（様式第4号）
 - オ 補助事業完了後の建物の全景及び補助対象施設の概要を示す写真
 - カ 契約書の写し
 - キ 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）

ク 工事設計図及び工事仕訳書

ケ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し

コ その他参考となる資料

(2) 提出期限

補助事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第9号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を様式第10号による消費税仕入控除税額等報告書により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金を交付する場合の取扱い

市町長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に平成18年11月28日付け健医第505号健康福祉部長通知による改正前の医療施設等施設整備事業費補助金交付要綱（平成10年10月28日付け指第1092号健康福祉部長通知）別表1に掲げる医療施設近代化施設整備事業に係る補助金の交付の決定を受けた病院に係る別表備考の規定の適用については、同表備考2中「前年度以前においても医療施設近代化施設整備事業」とあるのは「前年度以前において平成18年11月28日付け健医第505号健康福祉部長通知による改正前の医療施設等施設整備事業費補助金交付要綱（平成10年10月28日付け指第1092号健康福祉部長通知）別表1に掲げる医療施設近代化施設整備事業」とする。

附 則（平成19年7月3日告示第685号）

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則（平成20年10月31日告示第827号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。
- 2 母子医療提供体制施設整備事業費補助金交付要綱（平成19年静岡県告示第268号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に旧告示の規定により交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年8月31日告示第604号）

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則（平成24年8月14日告示第693号）

この告示は、公示の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則（平成25年8月16日告示第686号）

この告示は、公示の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年6月27日告示第518号）

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年3月27日告示第211号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月27日告示第807号）

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年4月6日告示第331号）

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年11月16日告示第751号）

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（平成31年3月29日告示第258号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日告示第125号の2）

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和元年10月4日告示第294号）

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則（令和2年11月20日告示第759号）

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年3月26日告示第279号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のそれぞれの告示（第2号、第3号、第7号、第8号、第10号、第16号から第19号まで、第25号、第26号、第39号、第46号、第48号、第51号、第59号から第64号まで及び第67号から第69号までに掲げる告示を除く。）の規定及び様式は、令和3年度分の補助金等から適用する。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和4年3月18日告示第185号）

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則（令和4年11月18日告示第764号）

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則（令和5年11月21日告示第678号）

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和6年12月13日告示第764号）

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則（令和8年1月27日告示第693号）

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象			補助額
事業の区分	補助対象経費	補助基準額	
病院群輪番制病院施設整備事業	病院群輪番制病院として必要な次の部門の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室・心臓病専用病室（CCU）・脳卒中専用病室（SCU））、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等	次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していずれか少ない単価を乗じて得た額 (1) 基準面積 150平方メートル（ただし、特別に必要がある場合は300平方メートルを限度とする。） (2) 基準単価 鉄筋コンクリート造 1平方メートル当たり 484,000円	市町が補助するのに要する経費と、補助対象経費の欄に掲げる工事費又は工事請負費の実支出額と補助基準額とを施設ごとに比較していずれか少ない額のそれを合計した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に0.33を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）以内
	心臓病専用病室（CCU）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費 病棟（心臓病専用病室（CCU）、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）	次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していずれか少ない単価を乗じて得た額とする。 (1) 基準面積 15平方メートル×心臓病専用病床数（ただし、2床を限度とする。） (2) 基準単価 鉄筋コンクリート造 1平方メートル当たり 484,000円	
	脳卒中専用病室（SCU）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費 病棟（脳卒中専用病室（SCU）、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）	次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していずれか少ない単価を乗じて得た額とする。 (1) 基準面積 15平方メートル×脳卒中専用病床数（ただし、2床を限度とする。） (2) 基準単価 鉄筋コンクリート造 1平方メートル当たり 484,000円	

救命救急センター施設整備事業	救命救急センターとして必要な次の部門の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費	次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していずれか少ない単価を乗じて得た額とする。	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを施設ごとに比較していずれか少ない額のそれぞれを合計した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に0.33を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
	(1) 病棟（病室、集中治療病室（I C U）、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） (2) 診療棟（検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等） (3) その他（事務室、機械室、自家発電室等） (4) 脳卒中専用病室（S C U） (5) 小児救急専門病床（小児専門集中治療室） (6) 心臓病専用病室（C C U） (7) 重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）	(1) 基準面積 2,300平方メートル（ただし、30床未満の場合は1床当たり30平方メートルを減じるものとし、脳卒中専用病室（S C U）を整備する場合は1床当たり（4床を限度とする。）15平方メートルを加算し、小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合は1床当たり（6床を限度とする。）15平方メートルを加算し、心臓病専用病室（C C U）を整備する場合は1床当たり（4床を限度とする。）15平方メートルを加算し、重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合は1床当たり（4床を限度とする。）15平方メートルを加算する。） (2) 基準単価 鉄筋コンクリート造 1平方メートル当たり 484,000円	
	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	ヘリポート 1 医療機関当たり 96,836千円	

<p>脳卒中専用病室（S C U）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟（脳卒中専用病室（S C U）、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）</p>	<p>次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していずれか少ない単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準面積 15平方メートル×脳卒中専用病床数（ただし、4床を限度とする。）</p> <p>(2) 基準単価 鉄筋コンクリート造 1平方メートル当たり 484,000円</p>
<p>小児救急専門病床（小児専門集中治療室）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟（小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）</p>	<p>次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していずれか少ない単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準面積 15平方メートル×小児救急専門病床数（ただし、6床を限度とする。）</p> <p>(2) 基準単価 鉄筋コンクリート造 1平方メートル当たり 484,000円</p>
<p>心臓病専用病室（C C U）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟（心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）</p>	<p>次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していずれか少ない単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準面積 15平方メートル×心臓病専門病床数（ただし、4床を限度とする。）</p> <p>(2) 基準単価 鉄筋コンクリート造 1平方メートル当たり 484,000円</p>

	<p>重症外傷専用病室として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟（重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）</p>	<p>次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していざれか少ない単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準面積 15平方メートル×重症外傷専門病床数（ただし、4床を限度とする。）</p> <p>(2) 基準単価 鉄筋コンクリート造 1平方メートル当たり 484,000円</p>	
	<p>救命救急センターとして必要な新築及び増改築に伴う補強並びに既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>補強が必要と認められるもの基準面積 2,300平方メートル×84,100円</p>	
小児医療施設設置整備事業	<p>小児医療施設として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室等）</p> <p>(2) 小児専用病棟（病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等）</p>	<p>次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していざれか少ない単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準面積 800平方メートル（小児総合病院にあっては、4,000平方メートル）</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>ア 病棟 鉄筋コンクリート造 1平方メートル当たり 484,000円</p> <p>イ 診療棟 鉄筋コンクリート造 1平方メートル当たり 484,000円</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していざれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していざれか少ない額に0.33を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p>

周産期医療施設設整備事業	<p>周産期医療施設として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） (病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)</p>	<p>次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していずれか少ない単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準面積 300平方メートル (2) 基準単価 鉄筋コンクリート造 1平方メートル当たり 484,000円</p>	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に0.33を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
医療施設近代化施設整備事業	<p>医療施設の患者の療養環境及び医療従事者の職場環境並びに医療施設の衛生環境の改善、患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 精神病棟 ア 病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）</p>	<p>次により算出された額の合計額とする。ただし、(1)又は(2)の病院の整備事業において、整備後の整備区域の病床数は、1病院150床（公的医療機関及び持分のない法人は300床）を限度とする。</p> <p>(1) 精神病棟 ア及びイに掲げる基準面積の合計に次に定める基準単価を乗じて得た額と、ウにより算出された額との合計額とする。</p> <p>ア 病棟整備 (7) 1床ごとの病室面積を6.4平方メートル以上かつ1床当たりの病棟面積を18平方メートル以上確保する場合 25平方メートル×整備後の整備区域の病床数 (4) 1床ごとの病室面積を5.8平方メートル以上かつ1床当たりの病棟面積を16平方メートル以上確保する場合 22</p>	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に0.33を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内

	<p>平方メートル×整備後 の整備区域の病床数</p> <p>イ 医療施設近代化施設整 備事業実施要綱の3の(1) の⑩に該当する場合</p> <p>(7) 整備区域の病床数を 20パーセント以上削減 する場合 25平方メー トル×整備後の整備区 域の病床数</p> <p>(8) 整備区域の病床数を 20パーセント未満削減 する場合 15平方メー トル×整備後の整備区 域の病床数</p> <p>基準単価 鉄筋コンクリ ート造 1平方メートル当 たり 484,000円</p> <p>ウ 医療施設近代化施設整 備事業実施要綱の3の(1) の⑪に該当する場合 (精 神病棟に限る。)</p> <p>電子カルテシステムを 整備する場合 1床当た り 605千円×整備後の整備 区域の病床数</p> <p>(2) 療養病床療養環境改善事 業 (機能訓練室、患者食 堂、浴室、附属設備等)</p> <p>ア及びイに掲げる基準面 積の合計に次に定める基準 単価を乗じた額と、ウによ り算出された額との合計額 とする。</p> <p>ア 機能訓練室 1医療機 関当たり 40平方メートル</p>
--	--

	<p>イ 患者食堂 療養病床 1 床当たり 1 平方メート ル 基準単価 鉄筋コンクリ ート造 1 平方メートル当 たり 484,000円 ウ 浴室 浴室 1 か所当た り 24,138千円 ただし、特に知事が必 要と認める場合は、 48,283千円とする。</p>	
地域災害拠点病院施設整備事業	地域災害拠点病院として必要な新築及び増改築に伴う補強並びに既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300平方メートル ×84,100円
	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費	備蓄倉庫 1 医療機関当たり 56,113千円
	非常用自家発電設備整備に必要な工事費又は工事請負費	非常用自家発電設備 1 医療機 関当たり 182,276千円
	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費	受水槽 1 医療機関当たり 167,974千円
	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	ヘリポート 1 医療機関当たり 96,836千円
	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	給水設備 1 医療機関当たり 78,989千円

医療施設土砂災害防止施設整備事業	土砂災害危険箇所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強、既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの 1 か所当たり 66,400千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していざれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していざれか少ない額に0.33を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
医療施設等耐震整備事業	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する耐震補強に要する工事費又は工事請負費	基準面積 2,300平方メートル ×399,800円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していざれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していざれか少ない額に0.5を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
医療機器管理室施設整備事業	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に必要な工事費及び工事請負費	次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していざれか少ない単価を乗じて得た額とする。 基準面積 80平方メートル 基準単価 鉄筋コンクリート造 1 平方メートル当たり 484,000円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していざれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していざれか少ない額に0.33を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内

地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費	1 医療機関当たり 109,430千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に0.33を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 182,276 千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを施設ごとに比較していずれか少ない額のそれぞれを合計した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に0.33を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	給水設備 1 医療機関当たり 78,989 千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを施設ごとに比較していずれか少ない額のそれぞれを合計した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に0.5を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内

医療施設 浸水対策事業	医療用設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費	医療用設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 51,439 千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に0.33を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
	電源設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費	電源設備の想定浸水深又は基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 40,591 千円	
	止水板の設置に必要な工事費又は工事請負費	止水板又は防水壁の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 72,300 千円	

備考

- 過去に同一事業について補助を受けているときは、基準面積から当該補助の際の基準面積（当該補助に係る工事から引き続いて工事を行っている場合にあっては、当該基準面積を工事の進捗率により按分した面積）を差し引いた面積を基準面積とする。ただし、基準面積が定められていないときは、基準額から当該補助の際の基準額（当該補助に係る工事から引き続いて工事を行っている場合にあっては、当該基準額を工事の進捗率により按分した額）を差し引いた額を基準額とする。
- 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
- 補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。